

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社田中化学研究所		コード	4080
提出日	2020/5/29	異動(予定)日	2020/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2020年6月26日の定時株主総会に 監査等委員である取締役3名の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし		
1	久野 和雄	社外取締役	○														○		有	
2	大嶋 哲夫	社外取締役	○														△		新任	有
3	増田 仁視	社外取締役	○														○		新任	有
4	井上 毅	社外取締役	○														○		新任	有
5																				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かし、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、取締役役に選任。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。
2	1978年4月～2015年6月18日まで約37年に渡り、住友商事㈱の従業員として従事。その当時住友商事は当社の主原料の仕入れ先であった。住友商事を退職後、その翌日より当社監査役に就任。現在は住友商事を完全に退職して約5年が経過。	事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である取締役役に選任。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。
3	該当事項はありません。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、財務及び会計などを中心とした客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である取締役役に選任。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。
4	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法律面を中心とした客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である取締役役に選任。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。
5		

4. 補足説明

2020年5月12日に㈱田中化学研究所 独立役員の指定に関する基準を制定しております。詳細は以下の通りです。

- 本基準は、当社が当社の社外取締役を国内各証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員に指定するにあたっての要件を定める。
- 以下の各号のいずれにも該当しない場合、当社は、その者を独立役員に指定することができる。
 - 当社および当社の子会社の業務執行取締役、執行役員および部長職相当の従業員(以下「業務執行者」という。)
 - 当社の親会社および兄弟会社(親会社の子会社)の業務執行者
 - 次に掲げる当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - 当社に製品もしくは役務を提供している取引先または当社が製品もしくは役務を提供している取引先であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において取引総額が当社単体売上高の2%を超える者または当社への取引先連結売上高の2%を超える者
 - 当社が借入れを行っている金融機関であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度にかかる当社事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている者
 - 当社から役員報酬以外の報酬を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において当社から1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
 - 当社と取引のある法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において当社からその団体の連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた団体に所属する者
 - 当社の株主であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権所有割合(直接保有および間接保有の双方を含む。)(が)10%以上である者またはその業務執行者
 - 過去において上記(1)に該当していた者または過去1年間において上記(2)から(6)に該当していた者
 - 上記(1)から(7)に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - 前各号に定める要件のほか、当社と一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者
 - 前項各号のいずれにも該当しない場合であっても、独立役員としての業務を兼任しないことと判断するに足る事情があるときには、当該社外取締役を独立役員に指定しないこととする。
- 独立役員の指定に際しては、指名報酬委員会の諮問を経た上で本人の書面による同意に基づき当社が上場している証券取引所に届出を行う。以上

上記の内容に則して、2の大嶋氏を当社独立役員として選定いたします。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。